【令和6年度の主な税制改正について】

① 森林環境税(国税)の課税が始まります

- ・森林環境税は、市・県民税(個人住民税)の均等割と併せ、1人年額1,000円を市が賦課徴収し、その税収の全額が、国から森林環境贈与税として都道府県・市町村へ譲与されます。
- ・令和6年度以降の市・県民税均等割と森林環境税

		平成26年度から	令和6年度から		
		令和5年度			
国税	森林環境税	_	1,000円		
県民税	個人住民稅	1, 500円	1,000円		
市民税	均等割	3,500円	3,000円		
	合計	5,000円	5,000円		

← 合計額は変わりません

市・県民税の均等割は、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間、市民税・県民税それぞれ年額500円ずつ引き上げていました。令和6年度からはこの臨時的措置が終了し、国税である森林環境税が導入されます。

② 給与からの特別徴収における定額減税の実施方法

- ・定額減税が適用される方は<u>令和6年6月分は徴収せず、定額減税「後」の税額を令和6年7月分~令和</u>7年5月分の11か月に分割して徴収します。
- ・定額減税が適用されない方(合計所得金額が1,805万円超の方等)は、通常通りの徴収方法で徴収します。(全ての方が6月分を徴収しないということではありませんのでご注意ください。)

減税の実施方法(イメージ)

〈減税対象の方〉

6月分は徴収しません。



令和6年	7月	οп	9月	10月	11月	12日	令和7年	28	2日	4 目	58
6月	,,,	о Д	מפ	מטו	יור	127	1月	2/3	סת	47	Э Н

〈減税対象外の方〉

通常通り12か月に分割

令和6年	7月	8月	9月	10月	11月	12日	令和7年	2日	2日	4 FI	5月
6月	773	0/3	מפ	1073	1173	1273	1月	2/3	3H	4月	273

- 〇定額減税の対象者のうち、定額減税の結果、均等割額のみとなる場合(定額減税で所得割額が全額 減税された場合)は、**7月に均等割額が全額徴収されます。**
- ○定額減税前の税額が均等割額のみの方は、定額減税の対象とはならず、通常通り**6月に均等割額が** 全額徴収されます。
- ○定額減税しきれないと見込まれる方への給付金については、支給対象の方へ、市から直接通知する 予定です。